

ブラジル日本人移住110周年記念式典

パラナ州、サンパウロ州で 眞子さまをお迎えして盛大に開催

移民船「笠戸丸」で日本人がブラジルに初めて集団移住した1908年から110周年の節目となる今年、7月20日にパラナ州のマリンガ市で、翌21日にサンパウロ州サンパウロ市で、日本人移住110周年を祝う記念式典がそれぞれ開催された。この二つの式典には、日本からブラジルを公式訪問された眞子内親王が出席され、現地は歓迎と祝賀ムードに沸いた。

サンパウロ市およびマリンガ市の両式典には、当協会を代表して田中克之理事長が参列した。



両式典は眞子さまご臨席の下開催された(写真はサンパウロ)

サンパウロ州サンパウロ市

日伯の絆、歴史と未来を感じる祭典

サンパウロでの記念式典は7月21日、世界最大級の日系イベントである「日本祭り(フェスティバル・ド・ジャポン)」の中で執り行われた。

21日正午、船の汽笛が会場内に響き渡ると、ブラジル海軍音楽隊による演奏と共に日本・ブラジルの両国旗、ブラジル海軍旗が入場。続いてブラジル26州と1連邦府の旗、日本の47都道府県旗が入場し、式典では山田康夫ブラジル日本都道府県人会連合会会長、呉屋春美ブラジル日本移民110周年記念祭典委員長、ブルーノ・コーバス・サンパウロ市長、マルコス・ガルボン外務次官、マルシオ・フランサ・サンパウロ州知事が挨拶を行った。

ガルボン外務次官は挨拶の中で、2011年の東日本大震災時に在日ブラジル人の多くが日本に留まり復興支援にかかわったことに触れ、「国家の柱を強固にし、国家同士の相互理解を促進するのは、こういった人間同士のつながりに他ならない」と話した。

来賓等の挨拶の後、ひととき大きな拍手に迎えられて壇上に立たれた眞子さまは、「日本からの移住者を温かく受け入れてくださったブラジル政府とブラジルの方々に感謝するとともに、移住者とそのご子孫が努力を積み重ねて今日の日系社会の発展を築き、支えてこられたことに心より敬意を表します。そして皆様が進んでこられた長い道のりに思いを馳せるとともに、その歴史が未来を担う世代にも大切に引き継がれていきますことも

願っております」とお言葉を述べられた。

式典の前後には、日本舞踊や和太鼓、三味線、獅子舞や阿波踊り、エイサー等の伝統芸能をはじめ、ヨサコイや東京五輪音頭など、華やかなショーが次々と披露された。



記念式典は、日系・非日系を問わずたくさんの方で賑わうサンパウロの「日本祭り」の中で開催された

パラナ州マリンガ市

1万人を超す参加者がお祝い

パラナ州は、サンパウロ州に次いでブラジルで2番目に日系人が多く住む地域。記念式典は、マリンガで7月19日から22日までの4日間にわたって開催された「EXPO・IMIN110(移民110周年エキスポ)」の中で、20日の18時より、メイン会場となる「エキスポ・アリーナ」で執り行われた。



マリンガで開催された記念式典には1万人を超える参加者が駆けつけた

「EXPO・IMIN110」では、日系企業や団体、パラナ州と姉妹都市提携を結んでいる兵庫県および同県の加古川市、姫路市、西宮市、淡路市などによる展示ブースのほか、現地日本語学校による日本文化紹介、アニメイベント、歌謡大会、盆踊り、和太鼓のワークショップなどが開催された。

記念式典では、各宗教代表らによる開拓先没者への祈りの後、黙禱が捧げられ、国際色豊かな音楽や民族舞踊のショーが、パラナ州全土および州外から集まった1万人を超える出席者を魅了した。

【田中理事長のコメント】

従来の周年行事とは異なり、「移民エキスポ」「日本祭り」といった大きなイベントの中で開催された110周年の記念式典は、日系人だけでなく、多くのブラジル人にも訴えかけるものだった。その準備・運営を行う中心世代が変わってきたことも印象的であった。

一方で、こうした周年行事に変わらず参加される皇室の存在、そしてそのことが現地の日系社会のみならず、ブラジル社会全体に感銘を与えていることが印象深かった。二つの式典共に盛大で素晴らしい、記憶に残るものとなった。

系研修(集団コース)の紹介

当協会がJICA(国際協力機構)に提案し実施している日系研修(集団)コースのうち、今年度初めて実施した新しい二つのコースを紹介する。

1.和菓子を通じた日系社会活性化コース

「和菓子」に特化した本研修は7月に実施され、アルゼンチンとブラジルから、現地の日系団体において婦人部活動の一環として和菓子を作っている、もしくは自営で和菓子の製造に携わっている6名が参加した。

講義では、和菓子の歴史や種類・分類等、日本の伝統文化としての和菓子を学んだほか、衛生管理や、若者・海外市場を意識した新しい和菓子作りの取組み等、商品・ビジネスとしての和菓子についても理解を深めた。視察や実技では、和菓子製造で用いる道具類の使い方や細工技術はもちろんのこと、海外では入手が困難な専用の道具ではなく、どこでも簡単に手に入る角材等を利用した和菓子作りのアイデアも学んだ。また、研修員の住む土地の名産品を和菓子に取り入れるためのアイデアとして、フルーツ餡を試作したり、現地で和菓子教室を開く際の工夫として、和菓子をより魅力的に見せるための写真の撮り方やラッピング技術なども習得した。

「私のこれまでの知識は、60年以上前に日本から移住した両親から教わったことに限られていました。研修に参加して、日本の習慣や日々の生活と共に和菓子についての知識をさらに深めることができました」と話すのは、アルゼンチンか

ら参加したヤギ・モニカ・クリスティーナさん。本研修は、「和菓子」に特化したことにより研修目的がよりシンプルかつ明確となり、高い関心と集中力を持って研修に臨む姿が印象的だった。

研修に参加した研修員たちから帰国後に早速、水羊羹や練り切りの試作品の写真が送られてきた。今後、婦人部で新メニューの和菓子を開発し普及する計画や、地元の和太鼓グループによるイベントとのコラボ計画等もあるという。帰国後も研修員同士がSNSを利用して情報交換を頻繁に行っており、さらなる交流と発展が期待されている。



研修員が作った、ブラジル国花の「イペー」や、ドラえもん、トトロなどキャラクターをデザインした和菓子。



和菓子製作の実技

2.日本文化活動コーディネーター育成コース

7月末からの1カ月間、「日本文化活動コーディネーター育成」コースに参加したのは、アルゼンチンから2名、ブラジルから4名の計6名。所属団体は様々だが、ほぼ共通して抱えている課題は、日系社会の行事に協力する人員の不足、若い世代が日本文化を受け継ぐ機会の減少、資金不足だという。

今回の研修では、和食や和菓子、書道、着物、太鼓、折り紙などの伝統文化にとどまらず、いわゆるクールジャパンに象徴されるアニメやポップカルチャーなどの現代文化、さらにそれらが融合されたイベントや商品など、幅広く知識見聞を広める機会となった。

古くから行われている年中行事や日本の伝統文化における起源や意味など、日本人でもあまり知らない、または、意識していないような事柄まで学ぶ機会にも恵まれた。例を挙げると、神輿はお祭りのときに神社に行くことができない人々を訪ねて神様が来たことを知らせるもの、着物は反物を無駄なく使って作るが、余った部分を風呂敷にする、風呂敷は公衆浴場で自分の持ち物がわかるように包んでいたために「風呂敷」と呼ばれるようになった、日本家屋の屋根の上に飾られたしゃちほこや龍は稲作が盛んな時代に雨を呼ぶために設置された、などである。

帰国後の活動計画として、研修で学んだことを現地の仲間と共有するためワークショップを開催したり講義を行ったり

したい、地域を巻き込んだ日本文化イベントを開催したい、若い人たちを中心とした青年会を結成したいなどの声が聞かれた。

各研修コースにはそれぞれの目標があり、目標を達成することが重要なのはもちろんだが、当協会としては、研修員が研修を通じて日系人としての意識を高め、帰国後も連携してこれからの日系社会を盛り立てて行ってほしいという思いもある。そのような立場からすると、「以前は『ブラジル人です』と答えていたが、今なら『日系人です』と答える」「日本に来てみて、『ここはホームだ』『自分は日本の一部だ』と強く感じた」という研修員のこぼれが印象に残った。

今後、本コースの2期生、3期生など後続が生まれ、より大きなネットワークを形成し、地域社会の活性化や、日本側との連携協力につながることを期待している。



都内で開催されたよきこいイベントにボランティアとして参加した研修員たち

在日
ニッケイ人は
今...

日系四世の更なる受入制度が開始

～日系四世受入制度の概要と日系社会の反応～

2018年7月1日より、日系四世が来日するための新しい制度が始まった。これまでは日系三世までが就労制限のない「定住者」等の在留資格で日本に長期在留・就労することが可能となっていたが、日系四世も日本に長期在留できる制度を作ってほしいという日系社会の要望もふまえ、法務省が新たな日系四世受入制度を創設した。

新制度の概要

新制度の目的は、日本で日本文化を学ぶ活動等を通じて、日本と海外の日系社会との架け橋となる日系四世を育成すること。就労活動も認められており(一部職種を除く)、就労時間の制限はないが、滞在期間中、継続的に日本語・日本文化等を習得する活動を行うことが必要とされる。また、在留資格は「特定活動」となる。

入国の要件は、日本入国時に18才以上30才以下であること、基本的な日本語を理解できること(日本語能力試験N4以上等)、預貯金や就労の見込みも含め、入国後の生計維持が担保されていることなどで、家族の帯同は認められていない。また、各申請者には、日本側での支援を無償で行う「日系四世受入れサポーター」の存在が必要となる。

「日系四世受入れサポーター」とは

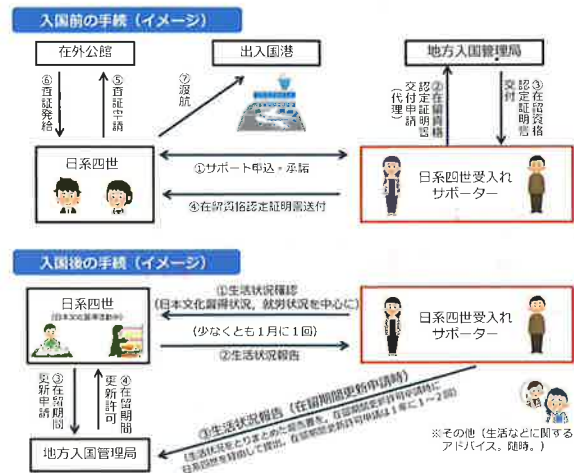
「日系四世受入れサポーター」は、日系四世が入国後、日本語や日本文化等を学ぶ活動を問題なく行えるよう、色々なサポートを無償で行う個人や団体で、申請にはこの「受入れサポーター」をあらかじめ見つけておかなければならない。また、在留資格認定証明書の交付申請はこの「受入れサポーター」が代理人になり、日本の地方入国管理局において行う必要がある。

在留期間の更新は最長で5年間まで認められるが、2年を超える場合は日本語能力試験N3相当が必要となり、3年を超える場合は、在留中の活動を通じて日本文化及び日本の一般的な生活様式に対する理解が十分に深められていることを「日本文化等習得状況報告書」に記載・提出する必要がある。

さらに、日本滞在中は、「受入れサポーター」と定期的(少なくとも月1回)に連絡を取り、在留期間の更新にあたっては、「受入れサポーター」が地方入国管理局に四世の生活状況に係る報告を行う必要がある。



2018年コラボフォーラムの様子。日系四世ビザに関する説明も行われた。



入国前・後の手続イメージ(法務省HP資料より抜粋)

高いハードルに賛否

日系四世ビザについては日系社会でも関心が高まっており、訪日を希望する四世からは、日系三世までの制度と同様に日本に来やすくなると期待が寄せられていた。しかし、実際には前述のような厳しい入国要件を求められることとなり、日系社会からは戸惑いの声が上がっている。

現在、四世は20代～40代が多くを占めているとみられ、年齢の条件をクリアしたとしても単身ではなく家族との渡航を希望する者が多い。また、ブラジルで育った四世の多くは日本語力が低いにもかかわらず、日本語能力試験N4以上の日本語力が求められていること、査証申請の補助や来日後の報告も無償で行ってくれる「受入れサポーター」を見つけることが困難なことなどから、現実的には本制度を利用できる日系四世は少ないとみられる。また、P5の相談事例のように、日本で育った日系四世への対応も急務である。

一方で、1990年の入管法改正時の日系人受入制度を利用し、デカセギとして来日した日系人は、日本語や日本文化がわからないなどの理由でなかなか日本社会に溶け込めず孤立したり、日本の教育制度から取り残される子弟も多く、非行に走る者も出るなど大きな社会問題となった。こうした苦い経験を踏まえ、本制度で日本語の要件を設けたことに関しては理解を示す声もある。

人材不足が深刻化している日本の企業にとっても、本制度は人材確保のための大きなチャンスと捉えられており、当協会へ企業からの問い合わせも相次いでいる。

日系四世の受入制度を足掛かりとし、日系社会のニーズもふまえた上で、今後日系人が訪日・生活のしやすい制度となり、今後も日本と海外日系社会との人的交流が盛んに行われるようになることを期待したい。

▼新制度詳細は法務省ホームページにて。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00166.html

「日系四世の更なる受入制度」

コラボドールレス会議2018

「現代の日本—在日ブラジル人の 日本社会への統合」開催



コラボドールレス会議で講演する厚労省田畑審議官

日本の皆さんいかがお過ごしでしょうか。今夏の強烈な猛暑で多くの方が熱中症になられたことお見舞い申し上げます。対蹠地にあるここサンパウロの冬も、例年以上に寒い日が続く厳しい冬となりました。

さて、今回は8月25日、26日に行ったコラボドールレス会議「現代の日本—在日ブラジル人の日本社会への統合」について報告させていただきます。

1日目はベラーラ・ジラルデーロ ブラジル国家社会保障院国際協定対策社会保険事務所管理官と田中克之海外日系人協会理事長に報告をしていただきました。田中理事長は今年、元年者150周年を祝ってハワイで行われた海外日系人大会の紹介をしました。また、今年日本からJICAの前田秀理事にご出席いただいて祝辞を頂戴しました。

家族単位での訪日就労と教育問題

2日目午前の冒頭はカエル・プロジェクトの中川郷子先生、2人目はデカセギ子弟でコラボドールレスとしても活躍してくれているディオゴ・イケド弁護士が講演しました。

カエル・プロジェクトは、日本からブラジルに帰国したデカセギ子弟に対する支援活動を行っている団体です。また中川郷子先生は、毎年日本の教育現場に調査に出かけていて、日本における訪日就労者子弟の教育問題にも精通しています。現在、訪日就労している方の多くは、かつてのように単身でデカセギとして訪日するのではなく、家族と共に移住者として訪日しています。そのため、日伯両国で子弟の教育問題に改めて大きな注目が集まって

います。この注目の大きさを反映するかのように、シンポジウムの会場は朝からほぼ満席の盛況となりました。

その後、日本の厚生労働省より田畑一雄大臣官房審議官(職業安定担当)に講演していただきました。現在、日本の外国人就労者に関する政策は大きな変革期にあり、まさに現在新制度に向けた準備が進んでいるところだそうです。田畑審議官の講演後には、会場から「再びリーマンショックのような事態が起きた場合に、以前に実施されたような帰国支援事業が行われる可能性があるか」という質問が飛び出しました。訪日就労者の皆さんが万が一のことも考えながら慎重に将来を検討していることに驚くと共に、頼もしく感じました。

多彩な講演者を迎えて

2日目午後はまず、CIATE日本語教師のエリコ・オノデラ氏と弓場農場第2会計役員のハニウ・ダイゴ・ユバ氏が講演しました。ダイゴ氏はデカセギ就労によって倒産した弓場農場が再建に至った経緯を話しました。1997年に天皇陛下が御来伯された際にイビラプエラ体育館で開催された歓迎式典において、まだ子どもだった彼が陛下の前で歓迎の挨拶をした場面をはっきりと覚えています。その彼が米国研修を経て立派に成長し、シンポジウムで講演する姿を見て、大変感動しました。

その後、コーヒーブレイクを挟んで、高橋謙二在サンパウロ日本国総領事館領事と静岡県立大学のアルベルト松本先生が講演しました。領事館の査証担当領事にシンポジウムで講演していただくのは2011年以來のことですが、訪日就労者が増加している中で査証担当の高橋領事から制度について説明していただいたことは、訪日就労を希望する者にとって大きな助けになったと思います。

アルベルト松本先生は、ラテン・アメリカから日本に行く研修員の研修講師として生徒の間で大きな人気を博しているのですが、噂通り非常に楽しい語り口で

訪日就労者を勇気づけるような話をしてくれました。

2日目の最後にはブラジル外務省の在外ブラジル人及び領事担当局長であるルイザ・リベイロ・ロベス・ダ・シルバ大使が講演し、ブラジル政府が日本のブラジル人コミュニティの強化のためにしている取り組みについて話しました。ルイザ大使は以前から訪日就労者の諸問題に熱心に取り組んでくださっています。今回のシンポジウムにも朝から出席して熱心に質問などしていただいて、会場からは、講演者だけでなく大使に対して回答を求める質問が出る場面もありました。

高まる訪日就労への関心

現在、訪日就労者の数は大きく増加し、昨年1年間で在日ブラジル人の数がおよそ1万人増加しました。リオデジャネイロ州に対する干渉令の発令、食肉偽装事件、トラック・ストなどブラジルでは政治経済の混乱が続き、訪日就労者増加の傾向は今年も衰えません。人々の関心の強さを反映してCIATEのシンポジウムも昨年に引き続いて盛況で、2日目の午後にはブラジリアの山田彰駐ブラジル大使も会場に足を運んでくださいました。

今年のシンポジウムの前日には、移民110周年を記念した笠戸丸表彰が行われました。そこで、2007年、2008年と2年間に渡ってCIATE専務理事を務め、この連載の第1回で退任の報告をした故佐倉輝彦氏が笠戸丸表彰を受賞しました。改めて故人のご冥福をお祈り申し上げますと共に、故人の笠戸丸表彰受賞を喜びたいと思います。

2009年1月に開始したこの連載は、今回が最終回となります。これまでの御愛読ありがとうございました。



アルベルト松本先生に記念の盾を手渡す筆者

Visto para descendentes da 4ª. Geração (yonsei)

日系四世ビザ

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 **日系人相談センター**

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)
14:00～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-211-1788

Q Sou yonsei, casado com uma descendente também yonsei e temos 2 filhos nascidos no Japão. Concluímos o ensino obrigatório nas escolas japonesas, e tenho a proficiência do idioma japonês no nível 1 e minha esposa nível 2.

Como nós não tínhamos muito conhecimento do país de nascimento, achamos que seria uma boa experiência retornarmos por um período e, consegui um emprego em uma filial de empresa japonesa. Saímos do Japão com visto de reentry (validade de 3 anos) com a intenção de retornarmos, pois a minha mãe que adquiriu um imóvel há alguns anos atrás e minhas irmãs ainda estão estudando, escolheram o Japão para viver. Porém, por uma falha de minha parte, não retornamos dentro do período, perdendo assim o visto permanente e o sonho de retornar ao Japão.

No ano passado, fiquei sabendo que o Ministério da Justiça estava definindo a política de entrada dos descendentes yonseis, e ficamos muito empolgados e eufóricos, porque poderíamos retornar ao Japão. Demos início aos preparativos para o retorno, e quando vimos as condições para obter a qualificação ficamos bastante frustrados, pois as exigências são muito rígidas, entre elas a idade de 18 à 30 anos, pois não nos enquadramos mais, porque já completei 32 anos e minha esposa 31, a outra é de não poder levar a família, o que está fora de cogitação, pois queremos viver no Japão, e dar a educação japonesa aos nossos filhos, conforme nós recebemos.

Dentro desta situação, ficamos totalmente perdidos e sem saber o que fazer, pois devido a antecipação da minha parte, já havia pedido as contas na empresa em que trabalhava, ou seja fiquei sem emprego e sem esperança de retornar ao Japão.

Além do visto de qualificação para os yonseis, existe outro tipo de visto que podemos aplicar?

A Assim como vocês, há muitos descendentes yonseis na mesma situação, e infelizmente as condições impostas pelo Ministério da Justiça, foi definida e não sabemos se haverá modificação. No caso de vocês, no momento, a única forma de retornar é conseguir um emprego técnico, qualificado e fixo em alguma empresa japonesa, no caso a empresa deverá apresentar vários documentos certificando a sua contratação. Se você puder contatar com a empresa em que trabalhava (filial da empresa japonesa), veja a

possibilidade de ser apresentado a empresa matriz no Japão, conseguindo assim um emprego fixo com a mesma.

Tipos de vistos de permanência emitido pelo Ministério da Justiça do Japão

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/zairyu_nintei10.html

相談 私と妻は日系四世で、日本生まれの子どもが2人います。私たち夫婦は日本の学校で義務教育を終了し、私は日本語能力レベルN1、妻はレベルN2を取得しています。

数年前、母国(ブラジル)のことを知る良い機会だと考え、一度ブラジルに帰ることにし、日本企業のブラジル子会社に職を得ました。私の母が日本で不動産を取得していることや、日本にいる妹たちがまだ学生で、将来も日本に住むことを選択するだろうとの考えから、私たち家族も日本にまた戻るつもりで再入国許可申請をしてブラジルに帰国しました。しかし、不注意によりこの有効期間内に日本に戻らなかったため、日本の永住許可を失効し、日本に帰れなくなってしまいました。

昨年、日本の法務省が日系四世の受入れ策(日系四世ビザ)を検討していると知り、喜び勇んで日本へ戻る準備を始めましたが、受入れ策の付帯要件を知って失望しました。対象となるのは18～30歳までの若者で、家族を帯同することができないなど、要件は予想外に厳しいものでした。

私も妻も30代ですが、私たちはまた日本に住み、子どもたちには日本の教育を与えたいと希望していました。この受入れ策で日本に帰れると考え、働いていた子会社にも辞職を通知してしまった現在、この受入れ策では日本に帰れないことを知って途方に暮れています。日系四世ビザ以外に、私たちが申請できるビザの種類を教えてください。

回答 貴方たちと同じ状況にある日系四世は多いです。残念ながら、法務省が求める要件は決定済みであり、今後修正が行われるかどうかは分かりません。貴方たちの場合、日本に帰れる唯一の方法は、日本の企業に高度な専門知識を有する正規社員として雇用されることです。

この場合、その企業は、貴方の雇用を証明するいくつかの書類を提出する必要があります。貴方がブラジルで働いていた企業(日本企業の子会社)とコンタクトが取れるのであれば、日本の親会社に貴方が正規社員として職を得られるよう推薦してもらえないかどうか、その可能性を探ってみてはいかがでしょうか。

(参考)

日本国法務省が定める在留資格の種類
http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/zairyu_nintei10.html

ハワイ日本人移住150周年記念 企画展示「元年者に始まるハワイ 移民と邦字紙が果たした役割」

JICA横浜 海外移住資料館では10月6日より、ハワイ日本人移住150周年を記念した企画展示「元年者に始まるハワイ移民と邦字紙が果たした役割」を開催する。150年前の1868年、横浜から出港した約150人の日本人がハワイへ到着し、これが日本からハワイへの移住の始まりとされている。彼らは後に「元年者」と呼ばれており、150周年の今年もハワイで様々な記念行事が開催されている。

元年者に始まったハワイ初期移民の歴史と、ハワイで発行された日本語新聞が日系社会で果たした役割をパネルで解説するほか、日布渡航条約(1886年1月28日調印)の調印書、批准書など、外務省外交史料館が所蔵する貴重な史料を展示し、日本・ハワイ国間における条約締結までの流れについても紹介する。

11月3日(土)には、元外務省外交史料館課長補佐の柳下宙子氏による公開講座「バックヤードから語る移民史～外交史料こぼれ話～」を開催。外務省外交史料館で30年以上にわたり、外交史料の収集、整理に携わった経験や、資料



八世まで広がる「元年者」佐藤徳次郎の子孫たち(写真提供:鈴木 啓)

日系社会 Topics

調査に関するエピソード、外交史料館より借用し展示している条約書やパスポートなどの見どころについてお話しただく。展示は12月24日(月・祝)まで。

にほんご教材「おひさま」

国際結婚家庭の子どもや海外在住の子ども、日本に住む外国人児童や帰国子女などを対象にした子どものための日本語教材「おひさま」が、くろしお出版より販売されている。対象年齢は4歳～小学校低学年程度で、子どもの心を捉えるイラストや写真を多数掲載。多彩なトピックや楽しい活動を通して、言語の体験・知識を豊かにすると共に、感受性や知的好奇心を育むことを目的としている。さらに、日本や世界へと視野を広げ、異文化に対する理解を促進し、自己表現と相互理解を目指す内容となっている。

多様な言語環境にいる子どもたちが日本語に触れ、学びを始める「はじめのいっぽ」に。

著者:山本絵美/上野淳子/米良好恵
出版社:くろしお出版
発行日:2018/4/2
ページ数:200頁 定価:2,000円+税
注文・問合せは下記を参照
<http://www.9640.jp/ohisama/>



キョウダイ・レミッタンス愛川支店

海外送金サービスで知られるキョウダイ・レミッタンス(株式会社ウニードス/本社・東京)が、2018年4月、神奈川県愛甲郡愛川町に新たな支店を開設した。愛川町は、神奈川県中央北部に位置する、緑と水が豊かな自然に囲まれた町。人口約4万人のうち6%をペルーやブラジルの日系人を中心とした外国人住民が占めており(2018年8月現在)、その多くは、隣接する厚木市との間にまたがる内陸工業団地内の工場等で就労している。

キョウダイ・レミッタンス愛川支店が開設されたのは、「ラ・ミエル」という、ペルーの軽食や菓子を製造・販売する店舗内。店内にはイトイン・スペースもあり、ここに来れば、懐かしいペルーの味を楽しみながら、家族が住む国へ海外送金することもできる。

利用者が仕事を終えてから来ても間に合うように、夜8時まで窓口を開けて対応している。

キョウダイ・レミッタンス愛川支店

〒243-0303

神奈川県愛甲郡愛川町中津347-1
(La Miel de Aikawa)

営業時間:13:30~20:00

定休日:火曜日、日本の祝日



NIKKEI NO.38
Network
海外日系人協会により
2018 SEP.

発行/(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA横浜2F
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人/椿 秀洋

Health and Life Insurance for foreigners in Japan

短期滞在・日本在住の外国人向け医療・生命保険

- ✿ VIVA MED-S (Life and Health coverage)
医療保険(100%保障)+生命保険
- ✿ VIVA MED-30
医療保険(30%保障)+生命保険
- ✿ 3ヶ月以内の短期滞在者向けの保険

- ✿ 外国人留学生向け保険
- ✿ 外国人技能実習生向け保険

For more information, call:

TOLL FREE: **0120-656-684**

TEL: **046-265-6685**

Visit **www.vivavida.net**



少額短期保険会社
(株)ビバビダメディカルライフ
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD
関東財務局長(少額短期保険)第51号

